

防大総総第308号
平成18年4月13日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

総 務 部 長

勤務評定の実施について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。
なお、防大総総第233号（17.4.20）は廃止する。

記

- 1 勤務評定に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第10号。以下「訓令」という。）
第7条第2項に基づく、評定官、調整官及び審査官の指定は別表のとおりとする。
- 2 訓令第11条ただし書きに基づき、訓令第5条による特別評定の送付期間は、評定官は評定期日から7日以内に調整官に、調整官は評定期日から14日以内に審査官に、審査官は評定期日から21日以内に保管者に送付するものとする。

添付書類：別表「勤務評定系統」

勤務評定系統

1 事務官等

俸給表	級	被評定者	評定官	調整官	審査官
行(一)	8	課長 専門職	部長 図書館長 学術情報センター長	副校長	学長
	7		課長		
	6	課長補佐 専門職 係長 主任	課長	部長	副校長
	5		課長	部長 図書館長 学術情報センター長	
	4		事務長		
	3		室長		
	2	一般職員	係長又は課長、 事務長若しくは 事務管理室長の 指定する者	課長 事務長 室長	部長 図書館長 学術情報センター長
	1				
行(二)	5	技能労務職員	課長 事務管理室長	部長	副校長
	4				
	3		係長又は課長、 事務長若しくは 事務管理室長の 指定する者	課長 事務管理室長	部長
	2				
	1				
医(一)	3	医師	課長	部長	副校長
	2				
	1				
医(二)	5	薬剤師 栄養士 医療技術員	課長	部長	副校長
	4		係長又は課長、 若しくは室長の 指定する者	課長	部長
	3				
	2				
	1				

医(三)	4	看護師長	室長又は課長の 指定する者	課長	部長
	3				
	2	看護師			
	1				

2 自衛官

被評定者	評定官	調査官	審査官
課長	部長	幹事	学校長
自衛官たる教授	幹事		
首席指導教官	部長	部長	幹事
自衛官たる研究科学生	教務部長の指定する教官	教務部長	
上記以外の幹部自衛官	課長 教育室長 学科長 安全保障・危機管理教育センター長 首席指導教官	部学群長	
准尉、曹及び士たる自衛官	係長 首席指導教官 課長又は事務管理室長の指定する者	課長 入学試験室長 事務管理室長 首席指導教官	部長